

【普通預金規約（法人・団体）新旧対比表】

新（赤文字部分が変更箇所）	旧（赤文字部分が変更箇所）
<p>第2条 取引方法</p> <p>この預金は、当行所定のネットワークに接続できるパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という）および当行所定のスマートフォン（インターネット（ただし、携帯電話各社独自のインターネットを除く。）に接続および閲覧可能な当行所定の OS およびブラウザを備えたものに限る。以下、パソコンと当行所定のスマートフォンを総称して「ネットワーク端末」という。）を利用する方法またはその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。</p> <p>第5条 預金の払戻し</p> <ol style="list-style-type: none"> この預金の払戻しは、ネットワーク端末または当行所定の書類を利用した当行に開設されている他の口座宛または他行宛の振込によるものとします。 この預金を払戻す場合は、パソコンサービスによる場合は別途定めるパソコンサービス利用規約に定める本人確認が行われた場合に限り、ポータルサービスによる場合は別途定めるポータルサービス利用規約に定める本人確認が行われた場合に限り、書面取引による場合はお客さまが当行に提出した当行所定の払戻請求書に記載された内容および同請求書の印影が当行に届出られたものと一致した場合に限り、それぞれ取扱います。 （略） <p>第9条 規約の準用</p> <ol style="list-style-type: none"> 普通預金取引に関し、この規約に定めのない事項については、au じぶん銀行取引規約（法人・団体）等当行の他の規約の定めを準用します。 この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の au じぶん銀行取引規約（法人・団体）において定義した内容に従うものとします。 	<p>第2条 取引方法</p> <p>この預金は、当行所定のネットワークに接続できるパーソナルコンピュータ（以下、「端末」という。）を利用する方法またはその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。</p> <p>第5条 預金の払戻し</p> <ol style="list-style-type: none"> この預金の払戻しは、端末または当行所定の書類を利用した当行に開設されている他の口座宛または他行宛の振込によるものとします。 この預金を払戻す場合は、当行所定の手続にしたがい端末から送信されたログインパスワードおよび取引実行パスワードが、あらかじめ当行に届出られたものと一致した場合、またはお客さまが当行に提出した当行所定の払戻請求書に記載された内容および同請求書の印影が当行に届出られたものと一致した場合に限り取扱います。 （略） <p>第9条 規約の準用</p> <ol style="list-style-type: none"> 普通預金取引に関し、この規約に定めのない事項については、au じぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。 この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の au じぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。